

韓国の七奪を論破⑤

日 韓 の 真 実

(5)「姓名を奪った」への反論

昭和14年(1939年)総督府は朝鮮戸籍法を改正し、朝鮮人が日本名を名乗ることを可能とした。これは「創氏改名」と呼ばれたが、これによって朝鮮人は姓名を奪われ、無理やり日本人に同化させられたとして、ことあるごとに韓国は日本を非難している。教科書でも「日本は私達の姓や名も日本式に直して呼ばせ、わが民族の精神をなくそうとした」と教えている。これは今や韓国の常識のようになり、日本は統治時代に朝鮮人から姓を奪い、日本名を強制したと思い込んでいる。困ったことに日本の教科書「新しい社会・歴史」(東京書籍)にも「朝鮮では皇国民化の名のもとに、日本語の使用や朝鮮の姓名の〈あらわし方〉を日本式の使用に改めさせる創氏改名を推し進めました」と、断定的に記述していることである。この様な自虐教育を平然と教え、我が国の誇りを奪っていることは許されない。

ここで冷静に思考してみると、朝鮮人が日本名を名乗ることで、日本人には何のメリットがあるのだろうか？ということである。結果としては、日本人には何の得もなく、姓名など奪う必要があるだろうか。併合直後、総督府は総督府令第112号「朝鮮人の姓名改称に関する件」を施行し、朝鮮人が日本式姓名を名乗ることを禁止している。これは朝鮮の伝統風俗を尊重すると同時に日本人と朝鮮人を名前で区別できぬことで、発生する各種のトラブルに配慮したからであった。

禁止したはずの改名が何故、昭和14年に可能になったのか？理由は朝鮮人満州開拓団からの強い要望からであった。1920年代になると多くの朝鮮人が満州に移住し、新天地の開拓に従事していた。しかし当時の満洲では馬賊や匪賊が跋扈(バッコ)し、移民をターゲットにした。特に当時の中国人は、朝鮮人や満州人の侮蔑意識が強く、朝鮮人の村々は度々略奪・放火・虐殺など甚大な被害を被っていたのである。法的に日本人であっても、名前が朝鮮式である限り、中国人は日本人とは見なさない。日本名が名乗ることができれば、中国人や満州人から侮蔑されたり、馬賊や匪賊からターゲットにされにくくなる。故に満州在住の朝鮮人から、日本人の名前を名乗らせて欲しいとの要望が出てきたのは自然のなりゆきであった。

その上に1931年（昭和6年）長春の北、三姓堡、万宝山で水利権を巡った争いがあり、多くの朝鮮人が中国人に殺された事件が発生してからは、「一刻も早く日本名を」、、、、の切実な要求が総督府に多く届くようになった。満州ばかりでなく半島の朝鮮人からも、日本人になって30年経っても日本式姓名を名乗れぬのは、朝鮮人に対する差別だとの声も大きくなっていった。内鮮（内地人と朝鮮人）の差別撤廃に腐心していた総督府は、日本への密航や治安上の問題で反対の警務部、天皇陛下の臣民として平等であるという「一視同仁」の考えから、賛成する「文部」部の侃々諤々（かんかんがくがく）の議論の間に立って苦慮したが、1939年（昭和14年）に朝鮮戸籍法の改正にこぎつけた。

内容は、朝鮮の文化を尊重する立場から「姓」を戸籍上に残し、新たにファミリーネームとしての「氏」を創設することにした。これにより日本名を希望する朝鮮人は戸籍上の「氏」を日本名にすることで、日本式の苗字を名乗れるようになった。即ち「姓」を変えることなく合法的に日本式の苗字を持つことができる妙案であった。「姓」と「氏」の二つが記載される「氏」の創設の期間は1940年2月11日より半年間に希望する「氏」を登録し、日本名を必要としない人は特に登録の必要はなく、その場合は「家長」の朝鮮式の「姓」がそのまま「氏」に充当された。これを「法定創氏」と言い、約20%の人が「法定創氏」を選択した。人によっては「日本人の苗字が名乗れても、下の名前が朝鮮式のままでは意味がない。名前も変えさせて欲しい」、、、、との要望も多く、それに応える為に裁判所に申請し、正当な事由あり、、、と認めた場合に限り、手数料を支払って、名前を変えることも可能とした。これによって「創氏改名」が実現した。韓国側は自由意志とは言いながら、結果的に80%が日本名の「氏」を創設したのは実質的な強制があったからだと主張している。

ここで私は問いたい。朝鮮人に日本名を名乗ることを強制して、日本人に何のメリットがあったのか、、、と。日本人には何のメリットもないのである。同じ日本の統治下にあった台湾では日本名に変えた人は2%以下であった。台湾の場合は日本語が堪能（たんのう）なこと、親戚に犯罪者が居ないこと等数々の厳しいハードルが設定されており、その結果2%以下しか日本名を名乗れなかったのが実情であった。

これに対し韓国の場合は「一視同仁」の理念の下、朝鮮人も天皇陛下の臣民とみなされて、一切の制限が設けられなかったのである。「創氏改名」は朝鮮人のみ与えられた皇恩と思われた。故に朝鮮人の中には恩を感じ、「住民全員が日本名にしよう」との運動が各地で起こり、町や村の議会で「全員日本名とする」こ

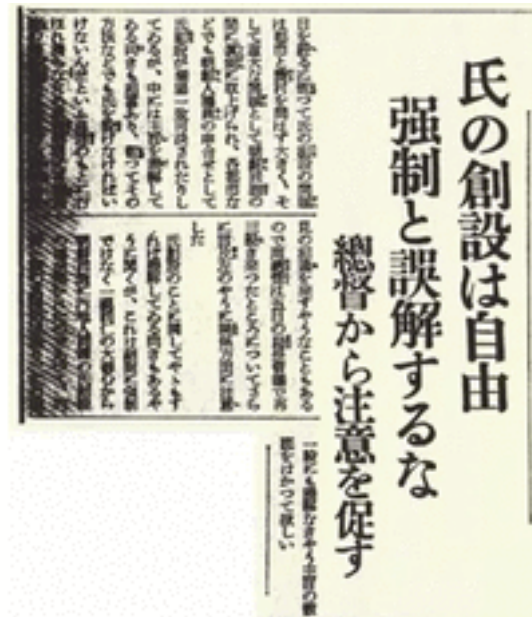
とを決議するケースも続出した。また朝鮮人官吏が「点数稼ぎ」の為、日本名を勧めたこともあったようだ。この様な雰囲気の中で日本名を名乗らない朝鮮人を非難することも朝鮮人の間で生じたらしく、日本名に変えることを拒否し、自殺した者もあったとの話も残っている。しかし大切なことは、これはあくまでも朝鮮人社会の内部での問題であり、日本側が強制したわけではないということである。その証拠に当時の総督、南次郎は「日本名創氏運動」を深く憂慮危惧し、期間中、三度も「強制してはならぬ」通達を出している。1940年3月6日付大阪朝日新聞には次の如く報道されている。



第七代朝鮮総督 南次郎

「南総督は5日の局長会議で左のように関係各方面に注意した。氏創設のことに関して、ややもすれば誤解している向きもあるように聞くが、これは絶対に強制でなく「一視同仁」の大御心から朝鮮同胞に内地人同様の氏創設の道が開かれたのであって、内鮮一体の具現化であり、この点、一般にも誤解なきよう主旨の徹底を図って欲しい」、...と。これほどの「強制がなかった」ことを証明する証拠はないであろう。総督府に逆らったら、日本人官吏の出世はない。逆立ちし

でも日本人官吏が朝鮮人に日本名を強制するわけではない。



大阪朝日新聞中鮮版 1940 年 3 月 6 日

「そうはいつでも、日本名を名乗らねば目に見えない不利を被ったはずだ。これも強制の一種ではないか」と、また韓国は主張するだろう。しかし帝国陸軍には洪思翊（コウシヨク）中將という立派な軍人がいたが、終戦時まで朝鮮名を通し、中將にまで上り詰めている。陸軍士官学校を出て帝国軍人になった朝鮮人もかなり居て、彼等の多くは朝鮮名で通していた。もし強制的な雰囲気があったなら、とても軍隊内部で朝鮮名を通すことはできなかったはずだ。更に当時、日本国内では朴春琴（ボクシュンキン）が朝鮮名のまま衆議院議員として活躍していた。



洪思翊



朴春琴

強制もなく、不利益を被ることもないなかで結果的に80%の人々が日本名を選択したのは、当時世界五大強国の1つであった日本の、名実ともに臣民になることを、多くの朝鮮人が望んだことを意味している。まさにそれこそが「創氏改名」の真相ではないだろうか？また朝鮮は法律的に「同姓めとらず」「異姓養わず」の習慣（一族始祖の発祥地を同じくする同姓同士の間では結婚ができず、一方で異姓の婿養子にすることもできなかった、故、娘だけの家では後継ぎができなかったのが「異姓養わず」がはずされ、異姓を婿養子に迎えることができ大変喜ばれた。

このように、日本は決して半島人に強制したこともなく、反対に喜ばれることに意を尽くしていたのだ、と言える。それにしても日本政府は何故反論しないのか、堂々として欲しいものだ。

平成29年年12月23日

志雲会代表 有 馬 正 能